

VI その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

1 障害者等に対する虐待の防止

(1) 関係機関の連携による虐待の防止

- 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を図るため、「市町障害者虐待防止センター」や県に設置した「障害者権利擁護センター」を中心として、障害者福祉施設、学校、医療、保健、労働局等関係機関と連携し、虐待への迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組みます。

(2) 障害者福祉施設従事者等による虐待の防止

- 指導監査時における虐待防止体制等の確認・指導や事前通告なしの現地調査等により、指導監査等における指導の充実強化を図ります。
- 障害者虐待の未然防止や権利擁護及び障害特性に応じた支援に関する研修の実施等により、施設従事者等の資質向上を図ります。
- 「障害者権利擁護センター」による市町の後方支援や広域調整等により、虐待相談・通報等に対する迅速・的確な対応を図ります。
- 啓発用リーフレット及びポスターの作成・配布等により、障害者虐待に関する通報義務等について県民を含め、広く普及・啓発を図ります。

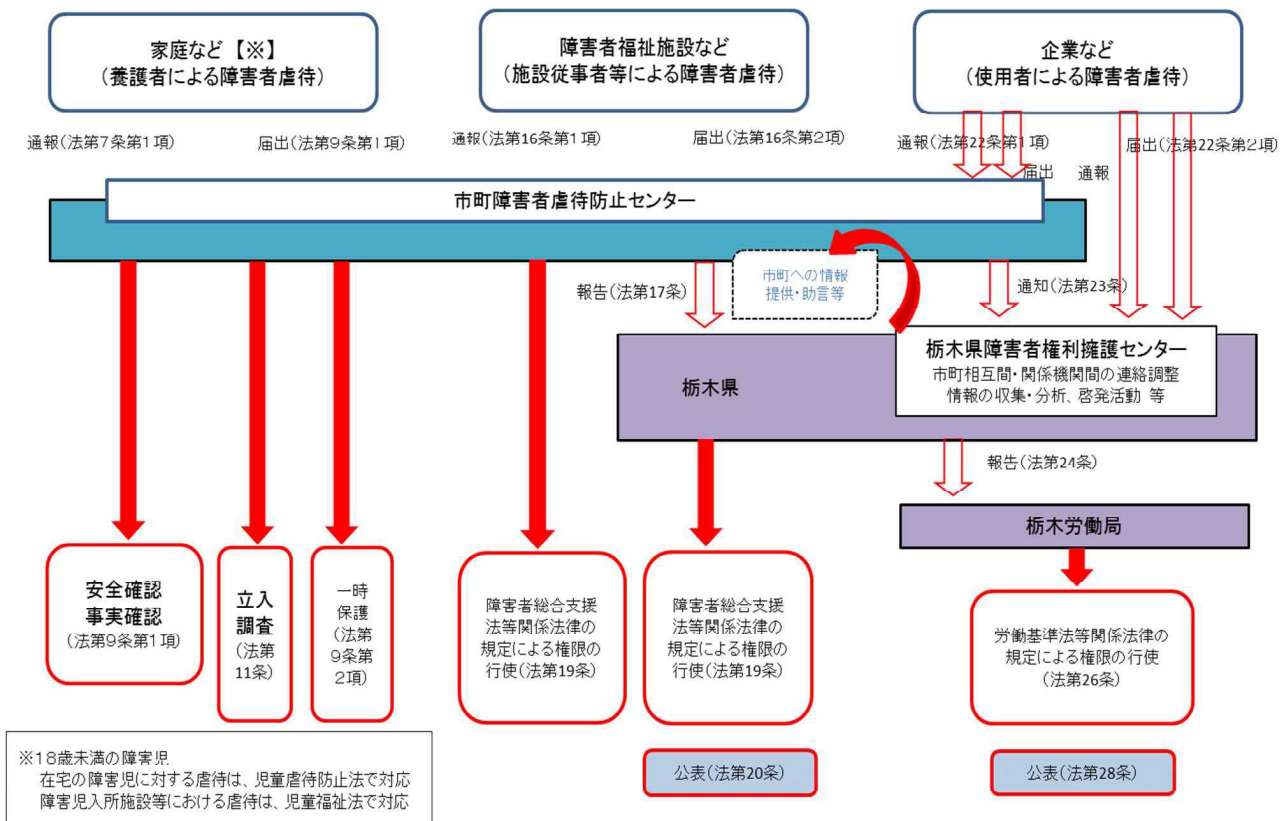
(3) 養護者による虐待への対応

- 虐待を受けた障害者等の保護及び自立支援を図るため、全ての市町において、一時保護に必要な居室を確保できるよう働きかけます。

(4) 権利擁護の取組

- 障害福祉サービスの利用の観点から知的障害者や精神障害者が円滑に成年後見制度を利用できるよう、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、市町及び関係機関と連携を図り、成年後見人等となる人材の育成に努めるなど、成年後見制度の利用促進を図ります。

〈参考〉障害者虐待防止対応の流れ



2 意思決定支援の促進

- ノーマライゼーション理念の浸透や障害者の権利擁護が求められる中、障害者の自己決定を尊重し支援することが重要であることから、事業者が障害福祉サービスを提供する際に必要とされる意思決定の支援の枠組をまとめた「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（平成 29 年 3 月厚生労働省）」の普及を図ります。

(1) 事業者への研修

- 相談支援や施設入所支援等の障害福祉サービスの現場において、障害者本人の意思を尊重した質の高いサービスが提供できるよう、相談支援従事者研修やサービス管理責任者等研修等を通して意思決定支援の意義や正しい知識の普及、技術等の向上を図ります。

(2) 関係者への普及

- 障害福祉サービス事業所等の職員をはじめ、県民、行政職員、関係機関職員等を対象に研修を行い、成年後見制度の理解促進・普及啓発を図ります。

3 障害者等に関する感染症対策

- 新型感染症等に関する対応については、保健所等の関係機関と連携のもと、情報を収集し、障害者及びその家族、社会福祉施設等に対する情報提供や相談対応に努めます。感染症に関する適切な知識を基に、感染症を理由とした偏見が生じないように十分に配慮します。
- 社会福祉施設等が提供するサービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続的に支援する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供されることが重要です。そのため、社会福祉施設等の感染防止対策の取組を支援します。

4 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

- 障害福祉サービス事業所等は、地域に開かれた施設となるよう、地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることが重要です。
- さらに、障害福祉サービス等を利用する障害者等が安心して生活できるよう権利擁護の視点を含めた職員への研修の充実や、職員が荷重な労働負担等により精神的に孤立することなく、いきいきと障害者等への支援に従事できるようにするため、職員のメンタルヘルスの確保や処遇改善等による職場環境の改善を進めていくことが必要です。
- また、障害福祉サービス事業所等は、風水害等の災害時においては、福祉避難所として地域の安全提供の拠点とするなど地域における重要な役割が期待されています。
- このため、地域との交流等による利用者の安全確保の取組や職場環境の改善について、市町と連携して指導・助言を行うとともに、災害時における対応について、市町及び関係団体等との協議により、地域の障害者の安全確保を図ります。

5 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

- 障害福祉サービスの質の向上と自立支援給付の適正化を図るため、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査を適正に実施します。
- 指導監査結果について、市町と共有する体制を構築します。

6 障害者等の芸術文化活動支援等による社会参加の促進

- 障害者の芸術文化活動への参加を通して、障害者本人の生きがいや自信を創出し、障害者の自立と社会参加を一層促進するとともに、障害に対する県民の理解と認識を深めるため、障害者文化祭や障害者芸術展を開催します。
- 多くの障害者が芸術文化にふれ、才能を発揮できるよう、その支援ノウハウを有する支援者の育成を行うとともに、創作活動やその支援に関する相談窓口を設置し、支援体制の整備に取り組みます。
- 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第 49 号）（読書バリアフリー法）の趣旨に基づき、関係機関と連携を図りながら、視覚障害者等の読書環境の整備促進に努めます。

7 全国障害者スポーツ大会を契機とした障害者スポーツの普及拡大及び社会参加の促進

- 障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ教室の開催や情報提供の充実に努めます。また、障害者の健康の保持・増進及び社会参加を促進させるとともに障害者に対する理解を深めるため、栃木県障害者スポーツ大会等を開催します。
- 栃木県を代表する選手の取組意欲の向上及び競技力の向上を図るとともに、障害者スポーツの普及、理解促進を目的とした強化指定選手制度に基づき選手を選定し、強化練習会の開催、県外遠征等を支援します。

8 障害を理由とする差別の解消の推進

- 栃木県障害者差別解消推進条例に基づき、障害の有無にかかわらず基本的人権を享有する個人として権利が尊重され、全ての県民が障害及び障害者に関する理解を深め、地域社会を構成する多様な主体が相互に協力することによって、障害者差別の解消を推進します。
- 障害者差別について県民が適切に対応するための道しるべとして策定した「栃木県障害者差別対応指針」を活用しながら、指定障害福祉サービス等支援の事業者をはじめとする福祉分野の事業者はもとより、民間事業者に対しても「県政出前講座」を実施するなど、合理的配慮の浸透・定着に取り組みます。

9 地域共生社会の実現に向けた取組

- 全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態などを踏まえながら、身近な場所で必要な支援を受けるための相談支援、就労支援や居住支援など多様な社会参加に向けた包括的な支援体制の構築に取り組みます。